

○とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則

平成七年十二月二十七日
栃木県規則第六十三号〔とちぎ女性センター設置、管理及び使用料条例施行規則〕を次のように定める。
とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則
(平一六規則二九・平二一規則一五・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、[とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例\(平成七年栃木県条例第四十号。以下「条例」という。\)](#)に基づき、とちぎ男女共同参画センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一六規則二九・平二一規則一五・一部改正)

(一時保護等の申請)

第二条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四条第三項に規定する要保護女子(以下「要保護女子」という。)の一時保護又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者若しくは同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者(以下「被害者」という。)の一時保護は、北館の一時保護施設(以下「一時保護施設」という。)において行うものとし、これらの一時保護については、要保護女子又は被害者(以下「要保護女子等」という。)の申請により行う。

2 要保護女子の收容保護又は被害者の保護は、北館の婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)において行うものとし、当該收容保護又は保護については、要保護女子等の申請により行う。

3 第一項の一時保護及び前項の收容保護又は保護(以下「一時保護等」という。)を受けようとする要保護女子等は、一時保護施設又は婦人保護施設(以下「一時保護施設等」という。)への入所について、一時保護(收容保護・保護)申請書([別記様式第一号](#))を知事に提出し、一時保護等の決定を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合にあっては、この限りでない。4 知事は、前項の申請書の提出があった場合において、一時保護施設等への入所を決定したときは、同項の申請者に一時保護(收容保護・保護)決定通知書([別記様式第二号](#))を交付するものとする。

(平二三規則二四・全改、平二五規則四九・平二七規則五・一部改正)

(入所定員及び入所期間)

第二条の二 一時保護施設等の入所定員及び入所期間は、次のとおりとする。

区分	入所定員	入所期間
一時保護施設	二十人	二週間以内
婦人保護施設	十二人	一年以内

2 知事は、一時保護施設等における一時保護等の決定を受けた要保護女子等(以下「入所者」という。)に特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その入所期間を延長することができる。

(平二三規則二四・追加)

(健康管理)

第二条の三 知事は、入所者のうち、[第二条第二項](#)の收容保護又は保護をした要保護女子等に対し、定期に健康診断その他必要な検査を行うものとする。

(平二三規則二四・追加)

(入所者に対する指導等)

第二条の四 知事は、入所者の自立のための支援を図るため、その態様に応じた指導、訓練、助言等を行うものとする。

(平二三規則二四・追加)

(被服の支給)

第二条の五 知事は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、入所者に対し、被服を支給し、又は貸与することができる。

(平二三規則二四・追加)

(旅費の支給)

第二条の六 知事は、入所者が、次の各号のいずれかに該当し、旅費の負担能力がないと認めるときは、予算の範囲内において、旅費の実費の全部又は一部を支給することができる。

一 帰郷又は就業のために一時保護施設等から退所する場合

二 婦人保護施設その他の関係機関に入所、入院等をする場合

(平二三規則二四・追加)

(一時保護等の廃止)

第二条の七 一時保護施設等から退所をしようとする入所者は、知事に対し、その旨を申し出ることができる。

2 前項の申出は、一時保護(收容保護・保護)廃止申出書([別記様式第三号](#))を提出して行われなければならない。3 知事は、入所者について一時保護等の必要がなくなったと認めるときは、一時保護等の廃止を決定し、一時保護(收容保護・保護)廃止決定通知書([別記様式第四号](#))により当該入所者に通知するものとする。4 知事は、前項の規定によるもののほか、入所者が[第十条第二項](#)の規定に違反したと認めるときは、当該入所者に退所を命ずることができる。

(平二三規則二四・追加)

(休館日)

第三条 南館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事が必要があると認めるとき又は[条例第八条の二第一項](#)に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が必要があると認められた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

一 国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)

二 毎週月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後のその日に最も近い休日以外の日)

三 十二月二十九日から翌年一月三日までの日

(平一八規則三〇・平二三規則二四・一部改正)

(利用時間)

- 第四条 南館の利用時間は、午前九時から午後九時(日曜日にあつては、午後五時)までとする。ただし、知事が必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。
(平一八規則三〇・平二三規則二四・一部改正)
(利用許可の申請)
- 第五条 [条例第二条](#)の許可を受けようとする者は、利用許可申請書([別記様式第五号](#))を指定管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による利用許可申請書の提出は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に行わなければならない。
- 一 ホール 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の六箇月前([条例別表備考2](#)に規定する利用の場合にあつては、五箇月前)の日の属する月の初日から利用日の二十日前まで
 - 二 ホール以外の施設(附属設備及び器具を含む。第十四条、第十五条及び第二十一条において同じ。)利用日の三箇月前([条例別表備考2](#)に規定する利用の場合にあつては、二箇月前)の日の属する月の初日から利用日の七日前まで
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、同項各号に掲げる期間を変更することができる。
(平一八規則三〇・平二三規則二四・一部改正)
(利用の許可)
- 第六条 指定管理者は、[条例第二条](#)の許可をするときは、利用許可書([別記様式第六号](#))を前条第一項の申請者に交付するものとする。
(平一八規則三〇・平二三規則二四・一部改正)
(許可の変更等)
- 第七条 [条例第二条](#)の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書([別記様式第七号](#))を指定管理者に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定により変更を許可するときは、利用変更許可書([別記様式第八号](#))を前項の申請者に交付するものとする。
- 3 許可利用者は、南館の利用を取り消すときは、利用取消届出書([別記様式第九号](#))を指定管理者に提出しなければならない。
(平一八規則三〇・平二三規則二四・一部改正)
(利用期間の制限)
- 第八条 南館の施設を継続して利用する場合は、五日間を超えて利用することはできない。ただし、知事が特別の理由があると認めるとき又は指定管理者が特別の理由があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、この限りでない。
(平一八規則三〇・平二三規則二四・一部改正)
(利用日等の制限)
- 第九条 パフォーマンススタジオ及びライフアトリエコーナーを専用して利用することができる日は、毎週火曜日及び木曜日とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるとき又は指定管理者が特別の理由があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 個人でパフォーマンススタジオ及びライフアトリエコーナーを利用する場合は、一人一回当たり二時間を超えて利用することはできない。
(平一八規則三〇・平二〇規則三六・一部改正)
(遵守事項)
- 第十条 [条例第七条](#)の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 許可なく火気を使用しないこと。
 - 二 センター内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者を入館させないこと。
 - 三 許可なくセンター内において寄附金の募集並びに物品及び飲食物の販売を行わないこと。
 - 四 火災その他の事故の発生に留意すること。
 - 五 その他北館にあつては知事、南館にあつては指定管理者(以下「知事又は指定管理者」という。)の指示事項に従うこと。
- 2 前項に規定するもののほか、入所者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 所内の秩序を保ち、相互親和に努めること。
 - 二 指定の場所以外の場所において火気を取り扱わないこと。
 - 三 許可なくして外出し、又は外部の者を室内に入れないこと。
 - 四 施設設備を毀損しないこと。
- (平一八規則三〇・平二三規則二四・一部改正)
(入館の制限)
- 第十一条 知事又は指定管理者は、[条例第七条](#)及び前条第一項の規定に違反すると認められる者に対し、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。
(平一八規則三〇・平二三規則二四・一部改正)
(整理員)
- 第十二条 許可利用者は、利用に係る施設における秩序を保持するため、必要に応じ、整理員を置かなければならない。
(職員の立入り)
- 第十三条 指定管理者は、南館の管理のため必要があると認めるときは、現に利用されている施設に職員を立ち入らせることができる。
(平一八規則三〇・平二三規則二四・一部改正)
(破損等の報告)
- 第十四条 南館の施設を破損し、汚損し、又は紛失した者は、その旨を指定管理者に報告しなければならない。
(平一八規則三〇・平二三規則二四・一部改正)
(原状回復の報告)
- 第十五条 [条例第八条](#)の規定により利用に係る施設を原状に回復した者は、その旨を知事又は指定管理者に報告しなければならない。
(平一八規則三〇・平二三規則二四・一部改正)
(附属設備及び器具の利用料金の基準額)
- 第十六条 [条例別表2](#)附属設備及び器具の利用料金の基準額の項に規定する規則で定める附属設備及び器具及び規則で定める額は、[別表第一](#)のとおりとする。
(平二一規則一五・一部改正)

(時間外の利用料金の基準額等)

第十七条 条例別表備考1に規定する規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

2 前項に規定する利用料金の算出に当たっては、利用時間の三十分に満たない時間は、三十分とみなすものとする。

(平二一規則一五・一部改正)

(入場料)

第十八条 条例別表備考2に規定する規則で定める額は、二千円とする。

(利用料金の公告)

第十九条 知事は、条例第九条第二項後段の承認をしたときは、当該承認に係る利用料金を公告するものとする。

(平二一規則一五・全改)

(委任)

第二十条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(平一八規則三〇・一部改正、平二一規則一五・旧第二十二條繰上)

附 則

1 この規則は、平成八年一月一日から施行する。ただし、第三条、第四条及び第八条から第十五条までの規定は、平成八年四月一日から施行する。

2 平成八年四月一日から同年五月三十一日までの日にホールを利用しようとする者に係る第五条の規定の適用については、同条第二項第一号中「六箇月前」とあり、及び「五箇月前」とあるのは、「三箇月前」とする。

附 則(平成九年規則第七号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

(使用料等の改定に伴う経過措置)

4 施行日前に許可を受けて、栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例施行規則、栃木県総合文化センター設置、管理及び使用料条例施行規則、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則及びとちぎ女性センター設置、管理及び使用料条例施行規則に規定する施設等を使用し、又は利用する者の当該使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年規則第一二号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

(使用料等の改定に伴う経過措置)

3 施行日前に許可を受けて、栃木会館設置、管理及び使用料条例施行規則、栃木県都市公園条例施行規則、栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例施行規則、栃木県総合文化センター設置、管理及び使用料条例施行規則、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則及びとちぎ女性センター設置、管理及び使用料条例施行規則に規定する施設等を使用し、又は利用する者の当該使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成一四年規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第二九号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第三〇号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三六号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第一五号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年規則第二四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(栃木県婦人相談所規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 栃木県婦人相談所規則(昭和三十二年栃木県規則第五十六号)

二 栃木県白百合寮規則(昭和三十三年栃木県規則第六十四号)

三 栃木県母子福祉センター設置、管理及び使用料条例施行規則(昭和四十五年栃木県規則第二十一号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に前項の規定による廃止前の栃木県婦人相談所規則又は栃木県白百合寮規則の規定によりなされている申請その他の手続は、改正後のとちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成二五年規則第四九号)

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

附 則(平成二五年規則第五五号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第五号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表第1(第16条関係)

(平九規則7・平11規則12・平14規則14・平21規則15・平23規則24・平25規則55・一部改正)

名称	施設区分	単位	利用料金の基準額
ビデオ再生装置	研修室101	式	430円
ビデオプロジェクター	研修室301(A)	式	2,740円
	全施設共通	式	2,190円
	ホール	式	9,930円
カセットデッキ		台	210円

	研修室301(A)・会議室・OA研修室・パフォーマンススタジオ・ホール			
CDプレーヤー	研修室301(A)・パフォーマンススタジオ・ホール	台	210円	
拡声装置	研修室201・研修室301(A)・研修室302(A)・研修室304・会議室・OA研修室・パフォーマンススタジオ	式	650円	
	ホール	式	2,740円	
モニターテレビ装置	パフォーマンススタジオ	台	1,090円	
パソコン	OA研修室	式	7,720円	
ピアノ	電子式一般用	パフォーマンススタジオ・ホール	台	1,090円
	コンサート用	ホール	台	5,510円
金屏風	ホール	双	640円	
演台	ホール	台	650円	
司会台	ホール	台	430円	
録画用ビデオカメラ	ホール	式	3,300円	
デジタルオーディオデッキ	ホール	式	210円	
レコードプレーヤー	ホール	台	210円	
マイクロホン	一般用	ホール	本	530円
	ワイヤレス	ホール	本	1,090円
照明装置	講演会用Ⅰ	ホール	列	3,850円
	講演会用Ⅱ	ホール	列	5,510円
	映写会用	ホール	列	2,190円
	展示会用	ホール	列	7,720円
	スポットライト	ホール	台	2,190円
ミラーボール	ホール	式	650円	
エフェクトマシーン	ホール	式	870円	
テーブルクロス	ホール	枚	210円	
持込器具電源利用料	ホール	500W	210円	
テニス用具	その他	式	430円	

備考

- この表における利用料金の基準額は、[条例別表](#)の利用時間区分ごとの額とする。
- この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500Wごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量に500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。

別表第2(第17条関係)
(平21規則15・一部改正)

区分	30分当たりの時間外の利用料金の基準額(円)
午前9時前の時間帯を利用する場合	条例別表 の利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の基準額に100分の25を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	条例別表 の利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の基準額に100分の15を乗じて得た額
午後9時後の時間帯を利用する場合	条例別表 の利用時間区分が午後6時から午後9時までの利用料金の基準額に100分の25を乗じて得た額

備考 この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

別記様式第1号(第2条関係)
(平23規則24・追加)

年 月 日
栃木県知事 様
申請者
年 月 日生
一時保護(收容保護・保護)申請書
次のとおり一時保護施設(婦人保護施設)において一時保護(收容保護・保護)を受けたいので、とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則第2条第3項の規定により申請します。
現住所

本人の 状況	本籍			都道府県	
	申請理由				
同伴者	氏名	年齢	続柄	職業	現住所
經由機 関		期間		年 月 日から 年 月 日まで	
措置経 過					
審査		決定			

(注) 太線内は記入しないこと。

別記様式第2号(第2条関係)
(平23規則24・追加)

<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">栃木県知事 印</p> <p style="text-align: center;">一時保護(收容保護・保護)決定通知書</p> <p>次のとおり一時保護(收容保護・保護)を決定したので、とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則第2条第4項の規定により通知します。</p>	
一時保護(收容保護・保護) 開始年月日	年 月 日
一時保護(收容保護・保護) 決定者氏名	
同伴者氏名	

備考	

別記様式第3号(第2条の7関係)
(平23規則24・追加)

年 月 日	
栃木県知事 様	申出者
一時保護(收容保護・保護)廃止申出書	
次のとおり退所したいので、とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則第2条の7第2項の規定により申し出ます。	
退所希望年月日	年 月 日
一時保護(收容保護・保護)廃止者氏名	
同伴者氏名	

退所の理由			
審査		決定	

(注) 太線内は記入しないこと。

別記様式第4号(第2条の7関係)
(平23規則24・追加)

第 号	
年 月 日	
様	
栃木県知事 印	
一時保護(收容保護・保護)廃止決定通知書	
次のとおり一時保護(收容保護・保護)の廃止を決定したので、とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則第2条の7第3項の規定により通知します。	
一時保護(收容保護・保護) 廃止年月日	年 月 日
一時保護(收容保護・保護) 廃止者氏名	
同伴者氏名	

備考	
----	--

別記様式第5号(第5条関係)
(平14規則14・平16規則29・平18規則30・平21規則15・一部改正、平23規則24・旧別記様式第1号繰下・一部改正)

とちぎ男女共同参画センター利用許可申請書						
指定管理者 様	年 月 日					
	申請者 住所 氏名					
法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名						
担当者 電話番号						
次のとおりとちぎ男女共同参画センターの利用をしたいと思いますので申請します。						
行事等の名称						
利用目的						
利用日時	期間 年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで					
	時間 <input type="checkbox"/> 午前9時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後6時から午後9時まで					
利用施設	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <input type="checkbox"/> 研修室101 <input type="checkbox"/> 研修室201 <input type="checkbox"/> 研修室202 <input type="checkbox"/> 研修室203 <input type="checkbox"/> 研修室301(A・B) <input type="checkbox"/> 研修室302(A・B) <input type="checkbox"/> 研修室303 </td> <td style="width: 33%;"> <input type="checkbox"/> 研修室304 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> OA研修室 <input type="checkbox"/> パフォーマンススタジオ <input type="checkbox"/> 和室(1・2) </td> <td style="width: 33%;"> <input type="checkbox"/> 調理実習室 ・ライフアトリエコーナー (調理・手工芸) <input type="checkbox"/> ホール </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 研修室101 <input type="checkbox"/> 研修室201 <input type="checkbox"/> 研修室202 <input type="checkbox"/> 研修室203 <input type="checkbox"/> 研修室301(A・B) <input type="checkbox"/> 研修室302(A・B) <input type="checkbox"/> 研修室303	<input type="checkbox"/> 研修室304 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> OA研修室 <input type="checkbox"/> パフォーマンススタジオ <input type="checkbox"/> 和室(1・2)	<input type="checkbox"/> 調理実習室 ・ライフアトリエコーナー (調理・手工芸) <input type="checkbox"/> ホール		
	<input type="checkbox"/> 研修室101 <input type="checkbox"/> 研修室201 <input type="checkbox"/> 研修室202 <input type="checkbox"/> 研修室203 <input type="checkbox"/> 研修室301(A・B) <input type="checkbox"/> 研修室302(A・B) <input type="checkbox"/> 研修室303	<input type="checkbox"/> 研修室304 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> OA研修室 <input type="checkbox"/> パフォーマンススタジオ <input type="checkbox"/> 和室(1・2)	<input type="checkbox"/> 調理実習室 ・ライフアトリエコーナー (調理・手工芸) <input type="checkbox"/> ホール			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">[ホール以外]</td> <td style="width: 33%;">[ホール]</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> ビデオ再生装置 <input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター ・研修室301(A)専用 ・全施設共通用 <input type="checkbox"/> 拡声装置 ・有線マイク _____本 ・ワイヤレスマイク _____本 <input type="checkbox"/> モニターテレビ装置 </td> <td> <input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター ・ホール専用 ・全施設共通用 <input type="checkbox"/> カセットデッキ <input type="checkbox"/> CDプレーヤー <input type="checkbox"/> 拡声装置 <input type="checkbox"/> マイクロホン ・有線マイク _____本 </td> <td> <input type="checkbox"/> デジタルオーディオデッキ <input type="checkbox"/> ピアノ ・電子式一般用 ・コンサート用 <input type="checkbox"/> 照明装置 ・講演会用Ⅰ ・講演会用Ⅱ ・映写会用 </td> </tr> </table>	[ホール以外]	[ホール]		<input type="checkbox"/> ビデオ再生装置 <input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター ・研修室301(A)専用 ・全施設共通用 <input type="checkbox"/> 拡声装置 ・有線マイク _____本 ・ワイヤレスマイク _____本 <input type="checkbox"/> モニターテレビ装置	<input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター ・ホール専用 ・全施設共通用 <input type="checkbox"/> カセットデッキ <input type="checkbox"/> CDプレーヤー <input type="checkbox"/> 拡声装置 <input type="checkbox"/> マイクロホン ・有線マイク _____本	<input type="checkbox"/> デジタルオーディオデッキ <input type="checkbox"/> ピアノ ・電子式一般用 ・コンサート用 <input type="checkbox"/> 照明装置 ・講演会用Ⅰ ・講演会用Ⅱ ・映写会用
[ホール以外]	[ホール]					
<input type="checkbox"/> ビデオ再生装置 <input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター ・研修室301(A)専用 ・全施設共通用 <input type="checkbox"/> 拡声装置 ・有線マイク _____本 ・ワイヤレスマイク _____本 <input type="checkbox"/> モニターテレビ装置	<input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター ・ホール専用 ・全施設共通用 <input type="checkbox"/> カセットデッキ <input type="checkbox"/> CDプレーヤー <input type="checkbox"/> 拡声装置 <input type="checkbox"/> マイクロホン ・有線マイク _____本	<input type="checkbox"/> デジタルオーディオデッキ <input type="checkbox"/> ピアノ ・電子式一般用 ・コンサート用 <input type="checkbox"/> 照明装置 ・講演会用Ⅰ ・講演会用Ⅱ ・映写会用				

	<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> 電子黒板 <input type="checkbox"/> カセットデッキ <input type="checkbox"/> CDプレーヤー <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 電子式一般用 <input type="checkbox"/> テニス用具	<input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク 本 <input type="checkbox"/> 金屏風 <input type="checkbox"/> 演題 <input type="checkbox"/> 司会台 <input type="checkbox"/> 録画用ビデオカメラ <input type="checkbox"/> レコードプレーヤー	<input type="checkbox"/> 展示会用 <input type="checkbox"/> スポットライト <input type="checkbox"/> 持込器具電源利用料 <input type="checkbox"/> ミラーボール <input type="checkbox"/> エフェクトマシーン <input type="checkbox"/> テーブルクロス
会場住所	住所		
責任者	職氏名		
電話番号	() 問合せ先 <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 会場責任者		
共催者名			参加(入場)予定人員
駐車場使用の有無	・有(予定台数 台) ・無		
参加方法	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料(入場料等 円) <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他		
開場時間	時 分から 時 分まで		
搬入日時	月 日 時 分から 時 分まで		
搬出日時	月 日 時 分から 時 分まで		
その他 (特記事項)			

別記様式第6号(第6条関係)

(平14規則14・平16規則29・平18規則30・平21規則15・一部改正、平23規則24・旧別記様式第2号線下・一部改正)

とちぎ男女共同参画センター利用許可書		第 号 年 月 日
様		
年 月 日付けで申請のあったとちぎ男女共同参画センターの利用を次のとおり許可します。		指定管理者 印
行事等の名称		
利用目的		
利用日時	期間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで
	時間	<input type="checkbox"/> 午前9時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後6時から午後9時まで
利用施設	施設	<input type="checkbox"/> 研修室101 <input type="checkbox"/> 研修室201 <input type="checkbox"/> 研修室202 <input type="checkbox"/> 研修室203 <input type="checkbox"/> 研修室301(A・B) <input type="checkbox"/> 研修室302(A・B) <input type="checkbox"/> 研修室303 <input type="checkbox"/> 研修室304 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> O.A研修室 <input type="checkbox"/> パフォーマンススタジオ <input type="checkbox"/> 和室(1・2)
	附属設備及び器具	<input type="checkbox"/> 調理実習室 <input type="checkbox"/> ライフアトリエコーナー(調理・手工芸) <input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> デジタルオーディオデッキ <input type="checkbox"/> ピアノ
	<input type="checkbox"/> [ホール以外] <input type="checkbox"/> ビデオ再生装置 <input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター <input type="checkbox"/> 研修室301(A)専用	<input type="checkbox"/> [ホール] <input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター <input type="checkbox"/> ホール専用 <input type="checkbox"/> 全施設共通用

	<ul style="list-style-type: none"> ・全施設共通用 <input type="checkbox"/> 拡声装置 ・有線マイク _____ 本 ・ワイヤレスマイク _____ 本 <input type="checkbox"/> モニターテレビ装置 <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> 電子黒板 <input type="checkbox"/> カセットデッキ <input type="checkbox"/> CDプレーヤー <input type="checkbox"/> ピアノ ・電子式一般用 <input type="checkbox"/> テニス用具 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> カセットデッキ <input type="checkbox"/> CDプレーヤー <input type="checkbox"/> 拡声装置 <input type="checkbox"/> マイクロホン ・有線マイク _____ 本 ・ワイヤレスマイク _____ 本 <input type="checkbox"/> 金屏風 <input type="checkbox"/> 演題 <input type="checkbox"/> 司会台 <input type="checkbox"/> 録画用ビデオカメラ <input type="checkbox"/> レコードプレーヤー 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子式一般用 ・コンサート用 <input type="checkbox"/> 照明装置 ・講演会用Ⅰ ・講演会用Ⅱ ・映学会用 ・展示会用 ・スポットライト <input type="checkbox"/> 持込器具電源利用料 <input type="checkbox"/> ミラーボール <input type="checkbox"/> エフェクトマシーン <input type="checkbox"/> テーブルクロス
利用料金	円	支払期限	年 月 日
許可の条件			
利用上の注意	<p>1 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例及びとちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則に従うこと。</p> <p>2 利用当日は、本許可書を受付の係員に提示すること。</p>		

別記様式第7号(第7条関係)

(平16規則29・平18規則30・一部改正、平23規則24・旧別記様式第3号線下)

とちぎ男女共同参画センター利用変更許可申請書		
指定管理者 様	年 月 日	
	申請者 住所	
	氏名	
法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名		
	担当者	
	電話番号	
<p>年 月 日付け第 号で許可を受けた の利用について次のとおり変更したいので申請します。</p>		
変更事項	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 利用日時 <input type="checkbox"/> 利用施設 <input type="checkbox"/> 利用設備・器具 <input type="checkbox"/> その他 ()		
変更理由		

--	--

別記様式第8号(第7条関係)

(平16規則29・平18規則30・平21規則15・一部改正、平23規則24・旧別記様式第4号繰下)

とちぎ男女共同参画センター利用変更許可書			
		第 号	
		年 月 日	
様			
年 月 日付け第 号で許可をした の利用に関し、年 月日付けで申請のあった変更については、次のとおり許可します。			
指定管理者			印
変更事項	変更前	変更後	
<input type="checkbox"/> 利用日時 <input type="checkbox"/> 利用施設 <input type="checkbox"/> 利用設備・器具 <input type="checkbox"/> その他 ()			
変更後の利用料金	円	変更前の利用料金	円
この許可により支払うべき利用料金	円	支払期限	年 月 日
許可の条件			
利用上の注意	1 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例及びとちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則に従うこと。 2 利用当日は、本許可書を受付の係員に提示すること。		

別記様式第9号(第7条関係)

(平16規則29・平18規則30・一部改正、平23規則24・旧別記様式第5号繰下)

とちぎ男女共同参画センター利用取消届出書	
年 月 日	
指定管理者 様	
	申請者 住所

		氏名
		法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
		担当者 電話番号
年 月 日付け第 号で許可を受けた 由により取り消すこととしたので届け出ます。		の利用について次の理
取消し理由		

備考 利用許可書(変更の許可を受けている場合には、利用許可書及び利用変更許可書)を添付すること。